

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 5 年 7 月 3 日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 5 年 7 月 3 日)</p> <p>公立学校の管理職は、教員の業務について正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないようにするとともに、校務全体の効率化・効果的な実施に取り組むこと求められている。県立四日市高等学校の管理職が、所属する教育職員に対し、勤務時間に収まらない業務を担わなくてもよいように調整を行わなかったり、勤務時間の割り振り変更を行わなかったりしたことは、所属する教育職員を公務員である教育職員として使用したのではなく、私的にやりたいことをやらせるための労働力として使用したことになる。</p> <p>このため、2023 年 4 月の教育職員 11 名分の月給計 440 万円の損害を県に与えたことになり、速やかに県に損害分の返還を行うべきである。</p>	教育委員会

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和5年8月22日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和5年8月22日)</p> <p>県立特別支援学校きらら学園に配置されている看護師免許を有する講師3名は、学校全体の医療的ケアを担当しているが、医療的ケアは医行為の一種であり、看護師の本務に含まれるものである。</p> <p>県教育委員会は教員として任用された者が看護師としての業務を行っている実態を把握しつつも、それを改める服務監督を行わず、また、教員として任用した者を看護師として勤務させる一方で、教員としての業務を行う者の人数を減らす運用を行っている。これは、「看護師の配置によって、児童生徒への安全配慮を行っている」という形式上の安全配慮をアピールしているにほかならず、そのようなアピールのために公金が投入されることは不当である。</p> <p>そのため、県教育委員会教育長は、当学園に勤務する看護師3名分の年収1,800万円を県に返還すべきである。</p>	教育委員会